

会議録

会議の名称	平成 21 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成 22 年 2 月 16 日（火曜日） 午後 7 時 00 分から午後 8 時 50 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 防災センター6階 講座室 2
出席者	委員：奥野委員（会長）、下栗委員（副会長）、大黒委員、小美濃委員、清水（文）委員、鈴木委員、玉置委員、新倉委員、阿委員、丸山委員 事務局：福祉部長、生活福祉課長、福祉部主幹（生活福祉課）、福祉部主幹（生活福祉課）兼生活福祉課援護第 2 係長、生活福祉課調整係長、生活福祉課調整係主事、高齢者支援課長、福祉部主幹（高齢者支援課）、高齢者支援課課長補佐、障害福祉課長、市民部主幹（健康年金課）
議題	1 委嘱状交付 2 部長あいさつ 3 委員自己紹介 4 関連部署管理職および審議会事務局職員の紹介 5 保健福祉審議会の説明 6 会長・副会長の選出 7 席次について 8 会議の運営および会議録について 9 関係各課からの報告 (1) 地域福祉計画の進捗状況・民生委員推薦のあり方に関する検討委員会の報告（生活福祉課） (2) 高齢者サービスのあり方と利用者負担の適正化について（高齢者支援課） (3) 障害福祉に係る西東京市実施事業運営等について（障害福祉課） (4) 健康づくり推進プランの改定の報告（健康年金課） 10 今後の日程について 11 その他
会議資料の名称	資料 1 西東京市保健福祉審議会条例 資料 2 西東京市保健福祉審議会条例施行規則 資料 3 西東京市市民参加条例 資料 4 西東京市市民参加条例施行規則 資料 5 西東京市情報公開条例 資料 6 西東京市保健福祉審議会の機能（平成 21 年度版） 資料 7 第 2 期西東京市地域福祉計画の進捗状況 資料 8 西東京市の民生委員推薦のあり方に関する検討委員会「報告書

	<p>(案)」の概要説明</p> <p>資料 9 高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について</p> <p>資料 10 障害福祉に係る西東京市実施事業の運営等について（地域自立支援協議会（第 2 期）における第一次提言）</p> <p>資料 11 西東京市健康づくり推進プラン改定箇所一覧</p> <p>資料 12 西東京市保健福祉審議会委員名簿</p> <p>参考資料 西東京市後期基本計画</p> <p>参考資料 第 2 期西東京市地域福祉計画</p> <p>参考資料 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）</p> <p>参考資料 西東京市障害者基本計画・第 2 期西東京市障害福祉計画</p> <p>参考資料 西東京市健康づくり推進プラン</p> <p>参考資料 西東京の保健福祉（平成 21 年度版）</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局：</p> <p>本日は平成 21 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。</p> <p>議題 1 委嘱状交付</p> <p>(福祉部長より各委員へ委嘱状を交付)</p> <p>議題 2 部長あいさつ</p> <p>議題 3 委員自己紹介</p> <p>議題 4 関連部署管理職および審議会事務局職員の紹介</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>議題 5 保健福祉審議会の説明</p> <p>○事務局：</p> <p>資料 1 および資料 6 に基づいて説明</p> <p>議題 6 会長・副会長の選出</p> <p>○事務局：</p> <p>審議会を掌る会長の選任については、保健福祉審議会条例第 5 条により委員の互選によ</p>	

るとなっているが、各委員いかがか。

特にご意見がなければ、事務局案としては奥野委員にお願いしたいと考えているが、よろしいか。

(異議なし)

○事務局：

では、会長は奥野委員にお願いする。

会長就任あいさつ

○事務局：

ここからは会長に進行をお願いしたい。

○会長：

副会長の選任についても委員の互選によると定められている。各委員いかがか。

(会長に一任の声)

○会長：

では、副会長は下栗委員にお願いしたい。

副会長就任あいさつ

議題7 席次について

○会長：

現在、委員に「あいうえお順」で時計回りに座っていただいているが、今後もこのままの席次でよろしいか。

(異議なし)

○会長：

では、先ほどの事務局からの保健福祉審議会についての説明の中で何か質問はあるか。

○委員：

次世代育成支援行動計画については、本審議会の所掌ではないと考えてよろしいか。

○事務局：

合併前は児童福祉も保健福祉審議会の所掌事務に含まれていたが、合併後に子育て部門

が分かれて児童福祉に関する審議会が別途できたため、計画についても所掌からは外れた。

○会長：

資料には、本審議会の所掌事務として「保健・福祉・医療」とあるが、医療については別の審議会があるのか。

○事務局：

医療のみの審議会は設けていない。この保健福祉審議会の所管である。

○会長：

医療の計画はあるのか。

○事務局：

健康づくり推進プランの中で医療について盛り込んでいるが、医療単独の計画はない。

○会長：

平成 20 年度に 1 回、保健福祉審議会のあり方ということが議題になっているが、ここで出された方向性はあるか。

○事務局：

昨年度は様々な計画を策定したが、保健福祉審議会に諮問・答申はせず、個別の委員会の中で各計画が策定され、審議会には最終的な報告のみ行った。しかし、保健福祉審議会の本来の所掌事務として、「保健福祉施策の基本的事項に関すること」、「保健および福祉の基本計画に関すること」とあるため、本当にそのやり方でよかったのかという意見があった。昨年度の審議会では、各区市において計画を策定する際にどのような関係で会議が開催されているのかということ資料で提出したが、そこから先のことまで審議していただいたわけではない。

議題 8 会議の運営および会議録について

○会長：

事務局から説明をお願いしたい。

○事務局：

資料 2 の西東京市保健福祉審議会条例施行規則第 5 条にあるとおり、審議会は公開となっている。また、傍聴者人数については、資料 13 の保健福祉審議会傍聴要領第 2 により、「傍聴人の定員は会場の広さ等を勘案して会議の会長が定める」とあるので、事務局とし

では 5 名以内とさせていただきたいと考えているが、この提案のとおりでよろしいか伺いたい。

○会長：

これまで傍聴希望者が 5 名を超えたことはあったか。

○事務局：

過去にはない。

○会長：

では、5 名以内ということにする。

○事務局：

次に会議録について確認をさせていただきたい。資料 4 の市民参加条例施行規則第 4 条では、会議録の記録方法について、「全文記録」、「発言者ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の 3 パターンを例示している。事務局としては、一般的に採用されている「発言者ごとの要点記録」にさせていただきたいと考えているが、いかがか。また、議事録に記載する委員名については、発言者ごとの氏名を入れて記録するかたちと、単に「委員」として記録するかたちがある。事務局としては「委員」とのみ記載するかたちで記録をさせていただきたいと考えているが、いかがか。

○会長：

会議録の確認の際には自分の発言がわかった方がよいので、各委員の確認の段階までは名前を入れてもらい、最終的に名前を消すということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

では、そのようなかたちでお願いしたい。

議題 9 関係各課からの報告

○事務局（生活福祉課）：

地域福祉計画策定・普及推進委員会分科会についての説明

民生委員推薦のあり方に関する検討委員会についての説明

○事務局（高齢者支援課）：

高齢者サービスのあり方と利用者負担の適正化についての説明

○事務局（障害福祉課）：

障害福祉に係る西東京市実施事業の運営等についての説明

○事務局（健康年金課）：

健康づくり推進プランの改定についての説明

○会長：

4つの課からご報告いただいたが、これから1つずつ検討していきたい。

まず、生活福祉課からの説明について、ご質問を受けたい。

では、私から質問したい。地域福祉計画の分科会の報告書で、地域福祉コーディネーターや地域福祉推進員の人材について詳細にわたり検討されているが、地域福祉コーディネーターは具体的には市が採用する公務員なのか、それとも社協の職員なのか。

○事務局（生活福祉課）：

社会福祉協議会に事業を委託することを考えている。

○会長：

地域福祉コーディネーターの養成プログラムはどうするのか。

○事務局（生活福祉課）：

養成プログラムは東京都でもまだ確立されていない。東社協でも再来年になると具体的に取り組むらしいが、今のところ個々の小さい勉強会を開催している段階である。西東京市の社協もマネジメント型社協という方向性を持っているので、地域福祉コーディネーターを育成する研修を積極的に進めているところである。

○会長：

もう1つ聞きたい。地域福祉推進員はボランティアとのことだが、地域福祉推進員と民生委員はどう違うのか。

○事務局（生活福祉課）：

地域福祉推進員は、地域リーダーや地域の世話役といったイメージの人であり、民生委員が地域福祉推進員になってはいけないとは考えていない。民生委員との違いは、民生委員の役割が地域の調査や相談相手、地域の専門機関につないだりすることなのに対して、地域福祉推進員の役割は、地域の人と連携しながら地域課題の解決の一翼を担うことだと考えている。

○委員：

民生委員の充足率が下がってきているが、その原因を教えてください。

○事務局（生活福祉課）：

充足率の高い自治体では自治会組織が強固であり、自治会に依頼をすると民生委員を推薦してもらえるケースが多い。対して西東京市では、自治会の活動が弱かったり、自治会そのものがない地域が多いので、自治会に依頼して推薦してもらうことは難しい。また、人口の半分以上が集合住宅に住む人であり、民生委員候補を推薦会上げていく前段階において、通常、現役の民生委員や退任民生委員から声かけするケースが多いが、なかなかそこから広がりが無いのが原因ではないかと考えている。

○委員：

地区によって充足率に差があり、低いところは民生委員の負担も重い。個人的な意見だが、地区割りをせずに、足りない地区は足りている地区から民生委員を補完するようなことはできないのか。

○事務局（生活福祉課）：

現在の民生委員の推薦基準では、基本的に当該区域内に住んでいる人を推薦しなければならないことになっている。隣接地域であれば可能なこともあるが、離れている場合は推薦できない制度になっており、制度上のハードルが高い。

○委員：

地の利があるのは合理的だとは思いますが、例えば実際の生活圏域は異なっていることがある。区割りも大事ではあるが、弾力的にすれば多少欠員も埋まっていくのではないかと。

○事務局（生活福祉課）：

現在の制度では難しい。

○会長：

資料 8 の報告書には日付が入っていないが、これから日付を入れて発行するというのか。

○事務局（生活福祉課）：

お見込みのとおりである。

○会長：

本審議会で、今後民生委員の推薦や活動のあり方について検討していく機会はあるのか。

○事務局（生活福祉課）：

今後、民児協に対して、報告書を受けてどう改善していくかという投げかけが必要だと思うし、一方で地域福祉計画の中で民生委員の役割や、民生委員と地域福祉や地域での支え合いをどう進めていくかなど、保健福祉審議会の中であわせて検討していただければと考えている。

○委員：

地域福祉コーディネーターとボランティアで集める地域福祉推進員がどのように動くのかがはっきり見えてこない。何本立てにもするとわかりにくいので、一本化した方がわかりやすい。例えば、今までの民生委員とどう違うのかがはっきり見えない。

○委員：

地域福祉コーディネーターは社会福祉協議会の資格を持った正規職員と理解している。「ふれあいのまちづくり」で活動をしている人からすれば、わざわざ「推進員」と言われなくても、そこに住んでいる人全員が「推進員」である。地域の困りごとを専門の部署につなげる役割が地域福祉コーディネーターではないか。

○委員：

各圏域に地域福祉コーディネーター1人を配置して質的なレベルアップを図り、地域福祉推進員というボランティアを配置することによって量的にもカバーするということか。社協全体の質的・量的アップを図るという元々の考えなのか。

○事務局（生活福祉課）：

地域を支えている支援グループや団体同士のつながりがまだ十分ではないという認識を持っている。地域福祉コーディネーターは、行政や専門機関のようにサービス提供のメニューを持って対象に向かうわけではなく、地域に入っていく、地域の人と一緒に一つ一つの課題を解決していく中でしくみづくりも一緒にやりましょうという、今までと違う視点を持って地域で活躍する人というイメージである。

○委員：

今の説明ではあまりに理想的すぎて、現実離れしている。地域包括支援センターのように専門職が何人か集まって動くならまだしも、しくみまでつくるとなると1人の地域福祉コーディネーターではできないのではないか。

○委員：

資料を見ると、平成 22 年度以降実験的に中部圏域で開始するということが、中部圏域はかなり広い。実際に色々な課題を解決していくとなると、人数的に厳しいのではないかと。

○事務局（生活福祉課）：

人数的には中部圏域で地域福祉コーディネーターは 1 人だが、中部圏域の中には 5 つの小校区があり、「ふれあいのまちづくり」で活動している人がベースになる。地域福祉推進員については具体的な数字はないが、各校区で 10 人から 20 人は活躍していただくことを想定している。中部圏域全域を一気にサービスエリアにするわけではなく、個々の課題を解決しながら 1 つずつ実績をつくっていくようなイメージで進めていきたいと考えている。

○委員：

イメージとしては、圏域という大きな括りではなく 1 学区単位ということか。

○事務局（生活福祉課）：

お見込みの通りである。

○委員：

途中でもよいので、また報告をいただきたい。

○会長：

それでは、次に高齢者支援課からの説明についてご質問はあるか。

(質問なし)

高齢者サービスのあり方と利用者負担の適正化について、来年度答申をしなければならぬということである。諮問を受けるということになると、詳細な資料をいただいて検討していくということになるかと思う。よろしくお願ひしたい。

それでは、障害福祉課からの説明について質問はあるか。

(質問なし)

障害者福祉には自分も関わっている。現在、市内の障害福祉サービスを全て検討し直すということ、障害のある市民にとって住みやすい西東京市にしようという観点から検討を進めているところである。

それでは次に、健康年金課からの説明についてご質問はあるか。

まず、私から質問させていただきたい。資料のタイトルには「改定箇所一覧」とあるが、平成 16 年 3 月に提出された計画書に改定箇所を入れて再度印刷するということか。

○事務局（健康年金課）：

厳しい財政事情があるので再度の印刷はせず、この改定箇所一覧で周知を図っていく。

○会長：

修正の資料をもとに、西東京市の健康に関わる施策が動いていくということか。

○事務局（健康年金課）：

お見込みのとおりである。

○会長：

全体を通しての質問は各委員よろしいか。

本日は膨大な資料とそれについての説明をいただいたが、これを活かして今後検討していきたいと思う。

議題 10 今後の日程について

○事務局：

今年度の審議会は今回が最後である。平成 22 年度の審議会については、先ほど高齢者支援課から説明させていただいたとおり、高齢者サービスのあり方と利用者負担の適正化について諮問およびご審議の上、答申をいただきたいと考えている。来年度については全体で 4 回程度の開催を予定している。年度の最初の会議の開催日程に関しては、今後調整させていただきたい。

○会長：

地域福祉コーディネーターや民生委員についても、来年度再度議論する可能性があると考えてよいか。

○事務局：

計画の進捗状況は報告させていただく予定である。

○会長：

事務局の方で、来年度の会議の開催について大体の日程は想定されているか。

○事務局：

準備の状況にもよるが、おおむね 6 月から 10 月までの間に 2 回から 3 回程度の開催を予定している。

○会長：

事務局から日程案を各委員に示していただき、一番参加できる委員が多い日程に調整していただければと思う。今後も開催の時間帯と場所は今日と同じということによろしいか。

○事務局：

その予定である。

議題 11 その他

○会長：

その他としては何かあるか。

○委員：

次回はできれば事前資料をお願いしたい。

○会長：

では、そのようにお願いしたい。

○委員：

様々な市の計画があるが、本審議会と他の委員会がどのように異なっているのかが見えにくいので、1度審議会の役割を整理していただきたい。

○会長：

それでは次回以降、保健福祉審議会のあり方や役割などについて整理をしていきたい。
本日の会議はこれで終了する。